

雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会開催要綱

1 趣 旨

令和元年に女性活躍推進法等改正法が成立し、一般事業主行動計画の策定義務拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設等を講じてきたが、改正法施行後において、

- ① 男女の賃金の差異の情報公表が開始されるという新しい動きがあったが、男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低い、
- ② ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就活セクハラなどが社会問題化している、
という課題がみられる。

これらの課題に加え、平成 28 年度より施行してきた女性活躍推進法は同法附則第 2 条第 1 項により令和 7 年度末で同法が失効するとされているところである。

こうした状況を踏まえ、雇用の分野における女性活躍推進等に関する現状や論点を整理し、その方向性について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 雇用の分野における女性活躍推進の方向性
- (2) ハラスメントの現状と対応の方向性
- (3) その他

3 運 営

- (1) 本検討会は、厚生労働省雇用環境・均等局長が有識者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、(1)の参集者以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 本検討会は原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課において行う。

雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会
参集者名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職
さとう ひろき 佐藤 博樹	東京大学 名誉教授
たがみ こうた 田上 皓大	独立行政法人労働政策研修・研究機構 研究員
ひはら ゆきえ 日原 雪恵	山形大学人文社会科学部 講師
ふるさわ まみ 古澤 真美	合同会社 FMS 産業医・労働衛生コンサルタント
やまかわ りゅういち 山川 隆一	明治大学法学部 教授
よねかわ みずほ 米川 瑞穂	日経 BP 総合研究所 メディカル・ヘルスラボ 主任研究員